

千葉県肝炎ウイルス検査委託事業取扱要領

(目的)

第1 この取扱要領は、千葉県肝炎ウイルス検査・相談事業実施要綱に基づき、千葉県肝炎ウイルス検査・相談事業への協力を表明し、千葉市医師会（以下「市医師会」という。）から推薦を受けた医療機関（以下「協力医療機関」という。）が実施する検査の事務細目を定め、適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(検査の対象者)

第2 対象者は、千葉県肝炎ウイルス検査・相談事業実施要綱第4条に定める事業対象者の要件を全て満たす者である。

なお、対象者の確認方法は、「千葉県肝炎ウイルス検査申込票【40歳未満の方】」（以下「申込票」という。）により本人から必要な情報を得た上で確認する。

(申込票等の配布)

第3 千葉市は、協力医療機関に対し、申込票と肝炎に関する資料等を送付する。

(検査方法)

第4 希望者は、協力医療機関において申込票を受け取り、検査を受けるものとする。

2 検査項目等は、次のとおりとする。

(1) 問診及び肝炎ウイルス検査についての説明

問診（住所、氏名、生年月日、過去にB型又はC型肝炎ウイルス検査を受けていないこと及び現在又は過去に肝炎の治療を受けているか否か等）及び肝炎ウイルス検査についての説明を行い、肝炎ウイルス検査の実施についての受検者本人の同意を必ず得ること。

また、第10条に示す「陽性者フォローアップ事業」の参加について確認すること。

(2) B型肝炎ウイルス検査

HBs抗原検査による。なお、凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

(3) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群及び低力価群に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いること。

イ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により中力価及び低力価と分類された検体に対して行うこと。

(総合判定)

第5 判定にあたっては、別紙を参考として次のとおりとする。

(1) B型肝炎ウイルス検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定する。

(2) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

(ア) HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定する。

(イ) HCV 抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV 核酸増幅検査を行うこと。

(ウ) 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定する。

イ HCV 核酸増幅検査

HCV 抗体検査により、中力価及び低力価と分類された検体に対して、核酸増幅検査により、HCV-RNA の検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定する。

(検査結果の通知)

第6 受検者への結果通知は、協力医療機関が行うものとする。

(指導区分)

第7 協力医療機関は、検査の結果及び判定に基づき次の必要な指導を行う。

(1) HBs 抗原検査において「陽性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者（以下「陽性者」という。）

ア 申込票の本人控を渡し、肝炎に関する資料を使用して、精密検査の方法を説明するとともに、精密検査を受けるように指導するものとする。

イ 申込票の「陽性者フォローアップ事業への参加について」の欄にチェックが入っているか確認し、第10条に示す千葉県が実施する「千葉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業」について説明する。

(2) HBs 抗原検査において「陰性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された者

申込票の本人控を渡し、検査結果と検査日を記録しておくことを勧奨する。

(検査結果及び記録の整備)

第8 協力医療機関は、次のように検査結果及び記録を整備するものとする。

(1) 検査の記録は、氏名、年齢、住所、検査の結果等を記録する。

(2) 必要に応じ、治療の状況や事後の指導その他必要な事項についても記録する。

(3) 検査結果及び記録は、5年間保存するものとする。

(結果報告及び委託料の支払い)

第9 協力医療機関は、実施した検査件数を月ごとに取りまとめ、翌月10日までに申込票を添付して千葉市に報告し、千葉市は協力医療機関から報告を受けた検査件数を市医師会へ提出するものとする。

2 市医師会は、協力医療機関が実施した委託料の請求を月ごとに取りまとめ、千葉市に請求するものとする。

3 千葉市は、前項の請求を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に協力医療機関に支払うものとする。

(陽性者へのフォローアップ)

第 10 陽性者のうち、申込票の陽性者フォローアップ事業に同意している者に対し、千葉県が実施している「千葉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業」へと繋げる。

2 実施方法については、次のとおりとする。

(1) 陽性者への説明

協力医療機関は、陽性者に対して、「千葉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業」の概要を説明する。

(2) 千葉県への報告

千葉市は、陽性者かつ陽性者フォローアップ事業に同意している者がいた場合には、千葉県健康福祉部疾病対策課に報告する。

(規定外事項)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、B型及びC型肝炎ウイルス検査の実施に関し疑義が生じた事項については、その都度、千葉市及び市医師会が協議して定めるものとする。

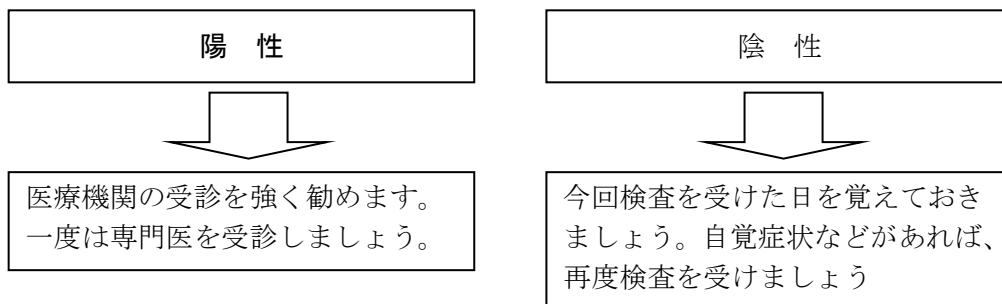
附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

肝炎ウイルス検査の検査内容と判定

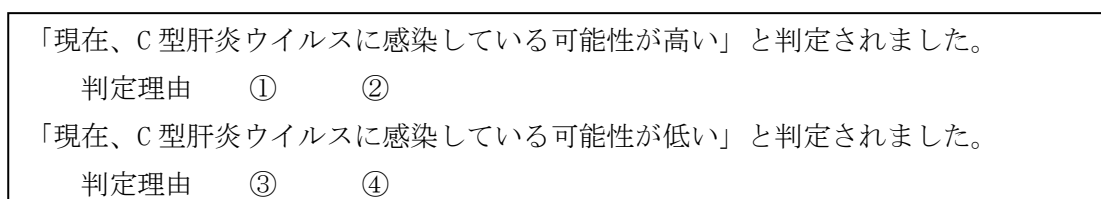
1 B型肝炎ウイルス検査

判定結果 (HB s 抗原検査)

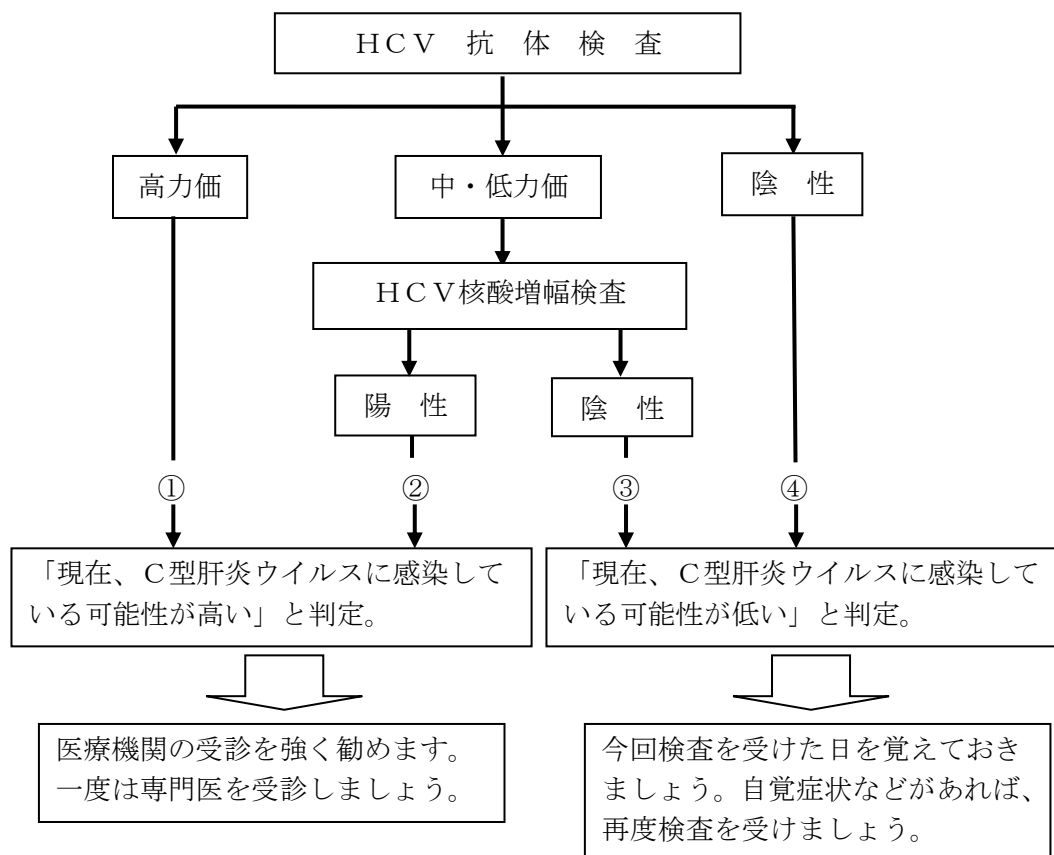


2 C型肝炎ウイルス検査

判定結果



<参 考>



<注意事項>

HB s 抗原検査が陰性となった場合にも、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

また、日常生活の場では、C型肝炎ウイルス（HCV）に感染することはほとんどないことがわかっています。したがって、毎年くり返してC型肝炎ウイルス検査を受けなくても、現在のところ、上記に示す手順を踏んだ検査を1回受ければよいとされています。

なお、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された場合でも、C型肝炎ウイルス（HCV）以外の原因による肝炎になる可能性があること、検査後新たにC型肝炎ウイルス（HCV）に感染する場合（きわめてまれとされています。）があること、検査による判定には限界があることなどもありますので、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。